三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（企業派遣型地域活性化起業人については、当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とし、副業型地域活性化起業人については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一七、〇〇〇円」とあるのは「九二、〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。

三十七　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十九　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十　地域活性化起業人の受入れ等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5＋B＋C×0.5

算式の符号

A　地域活性化起業人の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

B　地域活性化起業人の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とする。）

C　地域活性化起業人の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九条第二項」とあるのは「第九条第一項」と、「一一六、〇〇〇円」とあるのは「九〇、五〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。

四十一　多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。